

# 用語の解説

## 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

## 人口性比

人口性比とは、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性}}{\text{女性}} \times 100$$

## 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による、満年齢である。なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

## 平均年齢

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

X歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加える。

## 年齢中位数

人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚をしたことのない人

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

## 世帯の種類

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にして、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごとで、(6)は一人一人である。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他一定まった住居を持たない単身者や、陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する、各人（世帯員）を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

- A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により、次のとおり区分した。

- I 核家族世帯
  - (1) 夫婦のみの世帯
  - (2) 夫婦と子供から成る世帯
  - (3) 男親と子供から成る世帯
  - (4) 女親と子供から成る世帯
- II 核家族以外の世帯
  - (5) 夫婦と両親から成る世帯
    - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
    - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
  - (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
    - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
    - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
  - (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
    - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
    - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
  - (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
    - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
    - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
  - (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
  - (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
  - (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

- ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
- ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

## 3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3 世代世帯は含まない。

## 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親とその未婚の20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

## 高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯とは、夫65 歳以上、妻60 歳以上の夫婦1 組の一般世帯をいう。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者

の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所など居住用でない建物  
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有関係を、次のとおり区分した。

**主世帯**—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

**持ち家**—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。  
また、分割払いの分譲住宅などで、支払いが完了していない場合も含む。

**公営の借家**—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

**都市再生機構・公社の借家**—その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。

**民営の借家**—その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅**—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は、雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

**間借り**—他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

## 延べ面積

**延べ面積**とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。

ただし、農家の土間や、店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について次のとおり区分した。

**一戸建**—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも1建物が1住宅であればここに含む。

**長屋建**—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含む。

**共同住宅**—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。

※建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分している。

**その他**—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び、昭和31年の新市町村建設促進法による、町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったために、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成22年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

(1) 平成22年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として、人口密度が、1k㎡当たり4,000人以上)が隣接していること。

(3) それらの地域の人口が平成 22 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 k m<sup>2</sup>あたり 4,000 人に満たないものがあるが、これは、人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。